

鳥取県東部広域行政管理組合議会告示第2号

鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月31日

鳥取県東部広域行政管理組合議長 西村 紳一郎

鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鳥取県東部広域行政管理組合議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第1号、様式第15号及び様式第21号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。